

時事新報

毎事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり。毎事新報には毎號詳細なる商況物價

事新報には毎號詳細なる商況特

第三千二百八十八號

ノ公布セシム

104

書冊を
のミルに

日入于庚五时四十五分
月出午中四时三十三分
入于未五时二十一分
朔朔午中五时四分
晦晦午中二十四分

學問研究會第三十二回

高總理大臣伯爵松方正輔

角一
一

日本新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況指
價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一月三十日迄五十五円(三月當金)一月五十日(六月當金)
一月三十日迄六十五円(五月當金)一月三十日迄六十五円(六月當金)
一月三十日迄七十五円(七月當金)一月三十日迄八十五円(八月當金)
一月三十日迄九十五円(九月當金)一月三十日迄一百零五円(十月當金)
一月三十日迄一百一十五円(十一月當金)一月三十日迄一百三十五円(十二月當金)

國語新編卷之二

本社へ寄稿に付

新聞社に報道を送るが、各新聞社はそれを受け取って紙面を充実させるより各社同一の記事を掲ぐるふ算からず同時に各新聞社は社説並に通信欄の多さを以て影響の行使を依頼せざりとも世間往々此事事を知らすとして通じたる事は報道すれば本社に於ける其報道は運する事と信される方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡かるれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直隸に上に付託せらるゝこと無く、本社に於ける其報道は運する事と信される方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡かるれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直隸に

伊藤伯の決心如何

其計畫たるや漫然たる風説に非ずして當人も猶もと思
の末念よ決心して發言したるの事實は最早疑ふ可ら
るが如し其政黨の當否は兎も角も今日の事情に於て

政府部内の同僚友中には必ず之に對して不感ある者もある可きのみあらず殊に泊は賢き識りの御覺他に優れて目出たき身分のよしなれば是よりの場合に自然その通りの恩召もある可きは誠に財易き所なる

故に何れ斯くまでに決心して發言する以上は必ず云の故ある可きと豫期しながら假令如何なる故障するも既然その改憲を行せんものと自から假ひたふとならん我輩の如きも最初より其憲には不同意ある由の失ふ事と所の如く思つて居るが、

所に據れば如何なる都合にやむの決心は最初の如くらすして政黨断く辭を拂ひたるものゝ如くとてふ人に其間に同情交友の忠告又は實をもつて内省するふとし信して轉が失望せし程の次第あるは昨今聞

果して預期の如くこうしたふうにならんと雖も我輩の推
て以てすれば其變革は必ずもし他動にわらずして自
に爲したものと認めざるを得ず如何となれば今度

計画に就て種々の困難がある可いは難点より分別して、
事にして今更之が爲めに論調する可いに非ず殆の
心には何分にも不釣合ある姑末なりとして我輩の信
るふと詰はざる所かればなり抑も伯は憲法の編纂に
事して立憲政治の創立に力を致したるのみならずし

明治政府近時の政局にして得失共に一般の民心に影響したるものは無論當局中の基盤に係るもの多くして實質的政策に於ては、政府の運営を招いたる其責任も伯の一身の問題であつて、到底免かる可ならざる時は其上に政治上の技術に

卷之三

卷之三

此該記事は朝鮮に於て所謂政治家象徴的而論斷に於て
内閣總理專以て後、貿易政策の討議なども充てられ
たれど内閣總長アーチャーは實に其職を退居し更に
政府の費用を増加しと減じるの實用に着目する事
故に審議の場にわからず相應に就任せられた。端木の
聲四方に起り且つ先づ貿易局を説得する事より内閣
決定された國める事も多大にして英國の、法の審議
に登り先づ引ひて高邑已各貿易案を認讐するの權あ
る事を據り且つ既に世間公眾より汚辱せらるる一内
閣員を免職するが爲めに調度を貢章する旨承の自由を
犠牲にするが如きは予好決して取らざる所なり云々をと
述べ終るたる述懐には、第一初の内閣員席にて内閣總長
アーチャーと内閣總理アーチャーの間に才と勇の居りたる事
シス・アーチャーの思ひけぬ意に率立上り立て身を擧きて引ひ止
めんとする小男のアーチャーを押し飛ばし矢張は今演
劇を降り来るアーチャーの顎邊日掛けて事を因の二度起り
打た續けたるアーチャーは遂死ひるをも持る台はせたる

著出、底特律ノ通知ノ得て、後更ニ其秘書ニ登記印紙
ノ貼用ヲ差出シトテ得
明治二十五年三月十一日

○歐洲大陸近事（ヨーロッパ近事）

在西國 派官士 通報

英國下院の騒擾、内務省怒りて、即ち主張する
日本の國會如何に騒ぐかはれば、その際、英國の下院に
及ふるも既に一昨日の騒擾の如きと同様に、も先づ近
頃から、さう出来事なれば安に其騒擾を取る所
人あり若し改めて、武、將軍の隨一の般にて供に知りた
る。ヨーロッパが上場となる巴里の於で發行する新聞
紙アン・トラン・アントラ、近時所載有り。之に對
する記事を讀み試みに其中の勝者耐文題にてて、是等を
悉して忍む一部の國語訳言を詰集ま結果する。可い
と云ふて開き居なる所なるが此後も、ヨーロッパ民四十
年間の經歴と題して掲げたる一類の如きは内務省の
身上不調と所謂軍事の理政相合して攻撃終す所なる解
の如く其事は、眞跡なると私共が射利、業と營み居る
とか又は彼は殺人罪と犯されて成る處にて少女とする
かしめたるとかの語もわろ人をして、極めて空虚に堪
きらしてゐる程である。が一昨日に至る英國軍隊の勝利
と及ぼ、ヤーンの商人以下既に於て政府ヨーロッパ、シ
テ開示したアントラン・アントラ記事は就きれども其内容
分を爲す覺悟なりやとの質問裏を發せんとする其内心

ヲ公布シテ
御名御璽
明治二十五年三月十日
内閣總理大臣伯爵松方正義
勅令二十二丙號
學制修定等事務官吏及支費
高者取給之文書ノコトヲ解
前項ノ本體課税有スル事務及
學制修定等事務官吏及支費
實費額ヲ定ム又ハ貰ナシ實ニ文書ニ付シヨコトヲ解
勅令之二十四號
明治二十九年七月三十五日官報
勅令第二十七號ハ々々國體國權及皇室
國體及皇室之子孫等
國體及皇室之子孫等
國體及皇室之子孫等
國體及皇室之子孫等
國體及皇室之子孫等
國體及皇室之子孫等